

- 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、
家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況。
- 「望まない孤独」と「孤立」を抱える方々が政策の対象。
「一人であること」自体が問題ではなく、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、
複雑化・深刻化することが問題。
 - 健康上の様々なリスク
 - 自殺念慮、自傷行為への大きな因子
 - 日常生活における様々な経済的・社会的活動の意欲減退

一人で抱え込むこと・悩みや困りごとの複雑化・深刻化を防ぐためには？
孤独・孤立の状態にならないためには？

➡ 日常にある「つながり」が必要

（例：雑談できる相手、一緒に趣味を楽しむことができる仲間、気の合う人、自分のことを応援してくれる人）

「予防」
の観点

孤独・孤立の問題は
個人の問題ではなく社会全体
の問題。
※福祉分野だけの問題ではない

孤独・孤立対策とは、
「つながりづくり」。
つながりは、あらゆる分野で
必要とされている。

国の孤独・孤立対策重点計画 （基本理念・基本方針・特に重点を置いて取り組むべき事項）

孤独・孤立対策の基本理念

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応
 - (2) 当事者等の立場に立った施策の推進
 - (3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進
- ➡ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

孤独・孤立対策の具体的施策（重点計画の具体的施策より一部抜粋）

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
 - HPやSNS等を活用した孤独・孤立対策に関する効果的な情報発信【内閣府】
 - 「つながりサポーター」の養成に向けた取組【内閣府】
 - 在留外国人に対する情報提供等【法務省】
 - 困難を抱える在外邦人に対するきめ細やかな支援の充実【外務省】
 - 民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】
 - 児童生徒の自殺予防【文部科学省】
 - 個別労働紛争対策の推進【厚生労働省】
- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
 - 不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】
 - 行政相談における孤独・孤立対策の充実・強化【総務省】
 - 自殺対策の取組の強化【厚生労働省】
 - 犯罪被害者等支援の推進【警察庁】
 - 職場等での心の健康保持増進を目指した介入のエビデンス構築【経済産業省】
 - 在外邦人の孤独・孤立にかかるチャット相談体制の強化支援【外務省】
 - 学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したOTC乱用防止対策事業【厚生労働省】
- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
 - こどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援【こども家庭庁】
 - フードバンク活動の推進【農林水産省】
 - 住宅確保要配慮者に対する居住支援活動等に対する支援【国土交通省】
 - 非行少年を生まない社会づくり【警察庁】
 - 刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】
 - 消費者等の見守り活動等の充実【消費者庁】
 - 地域における効果的な熱中症予防対策の推進【環境省】
- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する
 - 生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体支援【厚生労働省】
 - 困難や不安を抱える女性へ寄り添った相談支援等に取り組む地方公共団体の支援【内閣府】
 - 就職氷河期世代への支援【内閣官房等】
 - 地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進【内閣府】

孤独・孤立対策推進法の概要（令和6年4月1日施行）

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

基本理念（第2条）

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

地方公共団体の責務（第4条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

地方公共団体の基本的施策

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築（第11条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、自治体・団体それぞれ単独での対応は困難
→地域の関係者（分野を超えた官民の主体）が顔の見える関係/ネットワークを構築し、連携・協働を推進

ここがポイント！

参画する関係機関等が対等に相互につながり、
お互いに学び合いそれぞれのエンパワメントを目指す
「**水平的連携**」

官：部局横断的な庁内連携
民：福祉分野・支援者団体にとどまらない**多様な主体の参画**
（例 文化/芸術/スポーツの市民活動団体も主体となる）

孤独・孤立対策地域協議会の設置（第15条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、個別支援も多様なアプローチや手法による対応が必要
→個々の当事者等への具体的な支援内容について、構成機関等の間で協議する場を設置

ここがポイント！

プラットフォームとは目的・取組内容が異なる。

プラットフォームの関係機関等より限定的な主体が構成機関等となり、個人情報も取り扱う。

国民の理解増進（第9条）

相談支援（第10条）

人材の確保（第12条）

- 孤独孤立の問題は、個人の問題ではなく社会全体の問題であり、行政・民間を含めて社会全体で取り組むべき課題である。孤独孤立の解消については、地域福祉計画の目指す地域共生社会の実現と深く関連するものであることから、地域福祉分野に関わっている団体を構成員としたプラットフォームを設置する。

(令和6年度) プラットフォームの協力参加の呼びかけ

(令和7年度) (仮称) 姫路市孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置



(仮称) 姫路市孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

- ・関係者間で顔の見える関係を構築
- ・孤独・孤立についての情報共有、相互啓発活動、普及啓発活動、当事者等への支援につなげる など

**地方公共団体
(行政機関の
各部署)**

部局を横断する
庁内連携体制の
構築

**当事者等支援を
行う民間団体**

地域団体

民間企業

その他関係団体